

公判前整理手続を活かす — 裁判員センター研修実施報告

宮村 啓太 Keita Miyamura (55期)



研修の概要

若手会員の方から、公判前整理手続の進行についてご相談いただくことがあります。公判前整理手続については、修習中に手続の最初から最後までを通して傍聴する機会はなく、手続の経験がないと進行の見通しを立てるのが難しいかもしれません。

そこで、裁判員センターでは、裁判員裁判非対象事件（覚醒剤所持の嫌疑をかけられた覚醒剤取締法違反被告事件）の模擬事例を題材にして、裁判所に公判前整理手続に付する決定を求める請求から予定主張明示及び検察官請求証拠に関する意見までの各手続に段階的に対応する実践型研修を実施しました（2023年4月26日実施）。

受講生の皆さんには、研修に先立って、まず起訴状と被告人からの聞き取りメモを配布して、公判前整理手続に付する決定を求める請求書を事前に起案して提出いただきました。そして、請求書を提出した方々に、次に検察官の証明予定事実記載書、証拠調べ請求書及び検察官請求証拠をお送

りし、類型証拠開示請求書やその時点での予定主張の暫定的な検討メモを起案して提出いただきました。

研修当日は、事前に提出された書面を基にして、裁判所における模擬打合せ期日や模擬公判前整理手続期日を実施して、講師が裁判官役及び検察官役を務めて期日での手続の進行をめぐるやりとりを体験し、さらに類型証拠開示請求書や予定主張記載書面の内容について議論をしました。

以下、研修で議論した内容の一部をご紹介します。



なぜ公判前整理手続が必要なのか

裁判員裁判の対象事件は必ず公判前整理手続に付されます。他方、非対象事件については、弁護人から請求しなければ公判前整理手続に付されることはほとんどありません。公判において公訴事実を争うことになると見込まれる事件では、弁護人から公判前整理手続に付することを請求するべ

きです。

まず、公訴事実を争う事件では、検察官から徹底的な証拠開示を受けることが必要です。そこで、検察官の裁量による任意の証拠開示ではなく、刑訴法316条の15及び316条の20の規定に基づく法的義務による証拠開示を受けるために、事件が公判前整理手続に付されることが必要です。公判前整理手続における検察官との証拠開示をめぐるやりとりでは、検察官に送致されていない証拠や検察官が手元の記録につづっていない資料が証拠開示の対象となる「証拠」に該当するかが争われることがあります。最高裁平成19年12月25日決定（刑集61巻9号895頁）は、「証拠開示制度の趣旨に鑑みれば、刑訴法316条の26第1項の証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限られず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む」と説示していますから、証拠開示の対象は検察官の手元にあるものに限られません。任意の証拠開示では、検察官の手元にはない証拠や、検察官としては「証拠」に該当しないと認識している資料が開示される保証はありませんから、任意の証拠開示で十分であるということできません。

また、公判前整理手続を経た事件では、公判前整理手続の終了後には「やむを得ない事由によって公判前整理手続…において請求することができなかったもの」を除いて追加の証拠調べ請求が認められず（刑訴法316条の32第1項）、これによって検察官の追加立証に制限がかかります。この点も弁護人にとっては重要です。公判前整理手続を経ていない事件では、検察官立証に続いて弁護側立証を終えた後になって、検察官が弁護側立証の内容を踏まえた追加立証をしようとする場合があります。検察官のそのような追加立証を許すことは、刑訴規則193条1項が証拠調べ請求の順序について「検察官は、まず、事件の審判に必要と認めるすべての証拠の取調べを請求しなければならない」と定めた趣旨に照らして問題があると思わ

れますが、現実には裁判所は追加立証を認めることがあります。そこで、公判前整理手続を的確に活用することによって、検察官に後出しの追加立証を許さない審理を実現させることができます。

このように、裁判員裁判の非対象事件であっても、特に公訴事実を争うことになると見込まれる事件において十分な防御を尽くすためには、公判前整理手続が必要になります。そこで、あらかじめ公判前整理手続に習熟し、いつでも的確に対応できるようにしておく必要があります。



公判前整理手続に付する 請求のタイミング

裁判員裁判非対象事件が起訴されて、十分な防御を尽くすために事件が公判前整理手続に付される必要があると考えられる場合には、起訴されて裁判所の担当部が決まったら、直ちに公判前整理手続に付する請求書を提出するべきです。書記官から第1回公判期日の日程調整連絡を受けた段階で請求書を提出するのでは遅すぎます。

裁判所が、起訴された事件の起訴状を受理した後に、検察官や弁護人に公判前整理手続の要否について照会してくるようなことは、通常ありません。そして、実務上、検察官から公判前整理手続に付する請求がなされることはほとんどありませんから、弁護人が何もしなければ、裁判所は、起訴状の審査や送達をした上で、第1回公判期日の日程調整に移行してしまいます。その間、公判前整理手続の要否をめぐる事情は何も変わりませんから、公判前整理手続に付する請求が遅くなることは時間の無用な浪費になってしまいます。さらに、起訴されて相当の時間が経ってから公判前整理手続に付する請求がされた場合には、裁判所が手続の遅延をおそれて「まずは第1回公判期日を聞いてみる」というように考えてしまうこともあり得ます。

起訴後に時間を浪費することがないように、起訴前から、起訴された場合における公判前整理手

続の要否に関して検討と被疑者との協議を終えておき、起訴されたら即座に対応するべきです。



公判前整理手続の必要性を どう説得的に述べるか

刑訴法316条の2第1項は、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるとき」に公判前整理手続に付する決定をすると定めています。したがって、公判前整理手続に付する請求にあたっては、この要件に該当することを明らかにする必要があります。

弁護人が公判前整理手続に付する請求をするとき、まずは三者の打合せ期日が開かれて、その席上で裁判所から、「検察官は柔軟な任意証拠開示をしようとしているので、公判前整理手続の必要はないのではないか」、「そもそも公判前整理手続は証拠開示のための手続ではない」、「争点は比較的シンプルな事案なので公判前整理手続を経なくても審理計画は十分に策定できるのではないか」などと言われることがあります。公判前整理手続に付することを求める請求書には、裁判所がそのように考える可能性を踏まえた記載をしておく必要がありますし、打合せ期日に臨む際には、裁判所からそのように言われた場合にどう対応するかを事前によく検討しておく必要があります。

今回の研修では、公判前整理手続に付することをめぐる裁判所とのやりとりを重点に取り上げ、受講生の皆さんに模擬打合せ期日での対応に関する実演もしていただきました。



公判前整理手続の 進行を通じた留意点

公判前整理手続に付された事件について、弁護人としては答えられない事項について裁判所から求釈明を受けたり、弁護人がなすべき行為について無理に期限を区切られそうになったりする場合には、答えられない事項については「答えられない」、無理なことには「無理である」と返答するしかありません。

そのような場合に対応に窮してしまうことがないように、まず前提知識として、公判前整理手続における弁護人の義務について、手続のどの段階でどのような義務が生じるのかを正確に理解しておく必要があります。予定主張明示義務については、刑訴法316条の17第1項が、類型証拠開示を受けた後の段階において明示する義務があると定めています。そして明示すべき主張は、検察官の証明予定事実記載書に対する詳細な認否や、被告人の陳述書のような詳細な主張ではなく、審理予定策定のために必要な限度で足るものと解されています。

また、裁判所からの求釈明や要望を受けて対応に窮する状況にならないようにするためには、公判前整理手続に受動的に対応するのではなく、充実した公判に向けた手続のあるべき進行を弁護人が能動的に考えて、手続の主導権をとっていくことが望ましいと考えられます。そのように主導的に手続に対応していくためにも、弁護人が公判前整理手続に習熟して、手続の先を見通して対応できるようにしておくことが重要です。



類型証拠開示請求にあたっての 6号類型の活用

公判前整理手続を通じて揺らぐことのないケースオリーを確立するためには、予定主張明示前になされる類型証拠開示を幅広く受けておくことが重要です。類型証拠開示請求をめぐる基本的事

項はおおむね共有されているものと思われますが、「6号」類型については弁護人によって活用されている度合いに差があるようです。

刑訴法316条の15第1項6号が定めている開示類型は、以下のとおりです。

前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であって、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

このように、6号の類型は、供述者が誰であるかではなく、供述事項が何であるかに着目して、開示対象となる供述録取書等の範囲を定めています。例えば、検察官が、警察官Kの供述によって職務質問時に被告人が白い粉を持っていた事実を証明しようとしているとします。そのようなときに、K自身の供述録取書等は5号口の類型に該当するのに対して、職務質問に従事した他の警察官や職務質問を目撃した者の供述録取書等（被告人が白い粉を持っていた事実の有無に関する供述を内容とするもの）は6号の類型に該当することになります。

6号の類型として開示される供述録取書等の供述者は、検察官が証人候補者として選ばなかった者ですから、その供述録取書等には被告人にとって有利な内容の供述が含まれている可能性があります。そして、場合によっては弁護人から証人尋問請求をすることになる可能性もあります。類型証拠開示請求にあたっては、6号の類型を活用することが重要です。

6号の開示要件は実際にはそれほど複雑なものではないのですが、具体的事例に即して実際に検討してみることで、請求書の記載方法をよりよく理解することができます。そこで、今回の研修では、模擬事例の証明予定事実記載書及び検察官請求証拠を基に、類型証拠開示請求の対象を検討していただきました。



実践型研修の有用性

最初に述べたとおり、裁判員裁判非対象事件であっても、特に公訴事実を争うことになると見込まれる事件では、弁護人から公判前整理手続に付することを請求するべきです。したがって、国選弁護人B名簿や当番弁護士名簿に登載されている皆さんは、いつでも公判前整理手続に対応することになる可能性があります。他方で、残念ながら現在の運用では、裁判員裁判非対象事件については国選弁護人の複数選任がなかなか認められていないのが実情です。したがって、公判前整理手続の経験がない場合でも、単独で手続に対応する必要があります。

裁判員センターでは今後も、今回と同様に公判前整理手続の実践型研修を実施することを予定しています。公判前整理手続の経験がなく、手続の進行に不安があるという方はぜひ、研修に参加され、実際に裁判官や検察官と公判前整理手続に付することをめぐる攻防のやりとりをし、そして類型証拠開示請求書を書くなどの体験をしてみてください。

